

東浦町水防計画 案

新 旧 対 照 表

東浦町水防計画 新旧対照表

頁	変更前（令和5年度）	変更後（令和6年度）	改正理由等
	第1章から第5章（略）	第1章から第5章（略）	
	第6章 水防に関連する予報・警報	第6章 水防に関連する予報・警報	
8	<p>第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</p> <p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）</p> <p>水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）高潮注意報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生 するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の</p>	<p>第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</p> <p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）</p> <p>水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）高潮注意報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生 するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の</p>	<p>規定整備 （気象庁内規における用語法との整合）</p>

確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

(3) (略)

(4) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

(5) 高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(6) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

(7) 大雨特別警報

(略)

確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

(3) (略)

(4) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(5) 高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(6) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(7) 大雨特別警報

(略)

9

大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

(略)

イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表)

愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル(危険度分布)」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

(略)

イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表)

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル(危険度分布)」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(略)

エ、オ (略)

10 (10) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直

ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(略)

エ、オ (略)

(10) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直

		<p>ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：<u>高齢者等は</u>危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、非難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 			<p>ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：<u>高齢者等が</u>危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、非難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。 		浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの<u>予測</u>を、地図上で</p>		洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの<u>予測</u>を、地図上で</p>

	<p>(略)</p>	<p>河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：<u>高齢者等は</u>危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
	<p>(略)</p>	<p>河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：<u>高齢者等が</u>危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	

(別表1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
知多地域	半田市	20	157
	常滑市	18	143
	東海市	17	159
	大府市	22	183
	知多市	20	143
	阿久比町	24	149
	東浦町	22	182
	南知多町	21	162
	美浜町	19	160
	武豊町	19	152

(別表2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域=20.3, 神戸川流域=11.3	阿久比川流域=(12, 19.1), 神戸川流域=(12, 9.8)	—
	常滑市	稲早川流域	矢田川流域	—

(別表1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
知多地域	半田市	20	157
	常滑市	18	143
	東海市	17	159
	大府市	22	183
	知多市	20	143
	阿久比町	17	149
	東浦町	22	182
	南知多町	21	162
	美浜町	19	160
	武豊町	19	152

(別表2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域=20.3, 神戸川流域=11.3	阿久比川流域=(12, 19.1), 神戸川流域=(12, 9.8)	—
	常滑市	稲早川流域	矢田川流域	—

13			= <u>7.1</u> , 矢田川流域 =14.9, 前山川流域 =10	= (11, 9.1), 前山川流域 = (11, 9.1)				= <u>7</u> , 矢田川流域 =14.9, 前山川流域 =10	= (11, 9.1), 前山川流域 = (11, 9.1)		
		東海市	大田川流域 = <u>13.7</u>	大田川流域 = (<u>11</u> , <u>12.3</u>)	愛知県天白 川系天白川 〔天白川〕		東海市	大田川流域 = <u>13.6</u>	大田川流域 = (<u>8</u> , <u>12.2</u>)	愛知県天白 川系天白川 〔天白川〕	
		大府市	五ヶ村川流 域= <u>9.3</u> , 鞍流瀬川流 域= <u>12.4</u> , 皆瀬川流域 =10.2, 石ヶ瀬川流 域=8	五ヶ村川流 域 = (12, 9), 鞍流瀬川流 域 = (12, 12.2), 皆瀬川流域 = (12, 9.1), 石ヶ瀬川流 域 = (12, 7.2)	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔泉田〕		大府市	五ヶ村川流 域= <u>9.1</u> , 鞍流瀬川流 域= <u>12.3</u> , 皆瀬川流域 =10.2, 石ヶ瀬川流 域=8	五ヶ村川流 域 = (12, 9), 鞍流瀬川流 域 = (12, 12.2), 皆瀬川流域 = (12, 9.1), 石ヶ瀬川流 域 = (12, 7.2)	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔泉田〕	
		知多市	信濃川流域 =10	信濃川流域 = (12, 9)	—		知多市	信濃川流域 =10	信濃川流域 = (12, 9)	—	
		阿久比町	阿久比川流 域=13.9	阿久比川流 域 = (12, 12.5)	—		阿久比町	阿久比川流 域=13.9	阿久比川流 域 = (12, 12.5)	—	
		東浦町	五ヶ村川流	石ヶ瀬川流	愛知県境川		東浦町	五ヶ村川流	石ヶ瀬川流	愛知県境川	

		域= <u>20.4</u> , 明徳寺川流 域= <u>8.8</u> , 石ヶ瀬川流 域=18	域 = (12, 17.8)	水系境川・ 逢妻川〔泉 田〕
南知多町	内海川流域	= <u>10.6</u>	内海川流域 = (10, 10.3)	—
美浜町	稲早川流域	= <u>9.9</u>	—	—
武豊町	堀川流域 =	8.8	堀川流域 = (12, 7.9)	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等を まとめた地 域	市町村等	表面雨量指数 基準	土壌雨量指数 基準
知多地域	半田市	16	106
	常滑市	14	97
	東海市	10	108
	大府市	16	124
	知多市	15	97
	阿久比町	<u>15</u>	101
	東浦町	16	123

		域= <u>19.8</u> , 明徳寺川流 域= <u>8.9</u> , 石ヶ瀬川流 域=18	域 = (12, 17.8)	水系境川・ 逢妻川〔泉 田〕
南知多町	内海川流域	= <u>10.5</u>	内海川流域 = (10, 10.3)	—
美浜町	稲早川流域	= <u>9.8</u>	—	—
武豊町	堀川流域 =	8.8	堀川流域 = (12, 7.9)	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等を まとめた地 域	市町村等	表面雨量指数 基準	土壌雨量指数 基準
知多地域	半田市	16	106
	常滑市	14	97
	東海市	10	108
	大府市	16	124
	知多市	15	97
	阿久比町	<u>12</u>	101
	東浦町	16	123

	南知多町	13	110
	美浜町	15	108
	武豊町	15	103

	南知多町	13	110
	美浜町	15	108
	武豊町	15	103

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域=16.2, 神戸川流域=9	阿久比川流域=(8, 13.8), 神戸川流域=(8,7.5)	—
	常滑市	稲早川流域=5.6, 矢田川流域=11.9, 前山川流域=8	稲早川流域=(<u>6</u> , <u>5.6</u>), 矢田川流域=(7,8.2), 前山川流域=(7,8)	—
	東海市	大田川流域= <u>10.9</u>	大田川流域=(<u>7</u> , <u>10.9</u>)	愛知県天白川水系 天白川〔天

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域=16.2, 神戸川流域=9	阿久比川流域=(8, 13.8), 神戸川流域=(8,7.5)	—
	常滑市	稲早川流域=5.6, 矢田川流域=11.9, 前山川流域=8	稲早川流域=(<u>11</u> , <u>4.5</u>), 矢田川流域=(7,8.2), 前山川流域=(7,8)	—
	東海市	大田川流域= <u>10.8</u>	大田川流域=(<u>5</u> , <u>10.8</u>)	愛知県天白川水系 天白川〔天

					白川]						白川]	
		大府市	五ヶ村川流域=7.4, 鞍流瀬川流域=9.9, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=6.4	五ヶ村川流域=(8, 7.4), 鞍流瀬川流域=(8, 9.9), 皆瀬川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 6.4) 境川流域=(13, 17.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕		大府市	五ヶ村川流域=7.2, 鞍流瀬川流域=9.8, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=6.4	五ヶ村川流域=(8, 7.4), 鞍流瀬川流域=(8, 9.8), 皆瀬川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 6.4) 境川流域=(13, 17.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕		
		知多市	信濃川流域=8	信濃川流域=(7, 8)	—		知多市	信濃川流域=8	信濃川流域=(7, 8)	—		
		阿久比町	阿久比川流域=11.1	阿久比川流域=(7, 11.1)	—		阿久比町	阿久比川流域=11.1	阿久比川流域=(7, 11.1)	—		
		東浦町	五ヶ村川流域=14.3, 明徳寺川流	明徳寺川流域=(8, 7),	愛知県境川水系 境川・逢妻		東浦町	五ヶ村川流域=13.9, 明徳寺川流	明徳寺川流域=(8, 7.1),	愛知県境川水系 境川・逢妻		

		域=7, 石ヶ瀬川流 域=14.4	石ヶ瀬川流 域 = (12, 11.5)	川〔泉田〕
南知多町	内海川流域	=8.4	= (6, 8.4)	—
美浜町	稲早川流域	= <u>7.9</u>	= (<u>8</u> , <u>7.9</u>)	—
武豊町	堀川流域 =	7	= (7, 6.1)	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(略)

16

2 津波警報等の種類・内容等 (気象庁発表)

(略)

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

(略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 <u>(追加)</u>	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の	10m超 (10m< <u>予想</u>	巨大	<u>(追加)</u> 木造家屋が全壊・流失し、

		域=7, 石ヶ瀬川流 域=14.4	石ヶ瀬川流 域 = (12, 11.5)	川〔泉田〕
南知多町	内海川流域	=8.4	= (6, 8.4)	—
美浜町	稲早川流域	= <u>7.8</u>	= (<u>7</u> , <u>7.8</u>)	—
武豊町	堀川流域 =	7	= (7, 6.1)	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(略)

2 津波警報等の種類・内容等 (気象庁発表)

(略)

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

(略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ

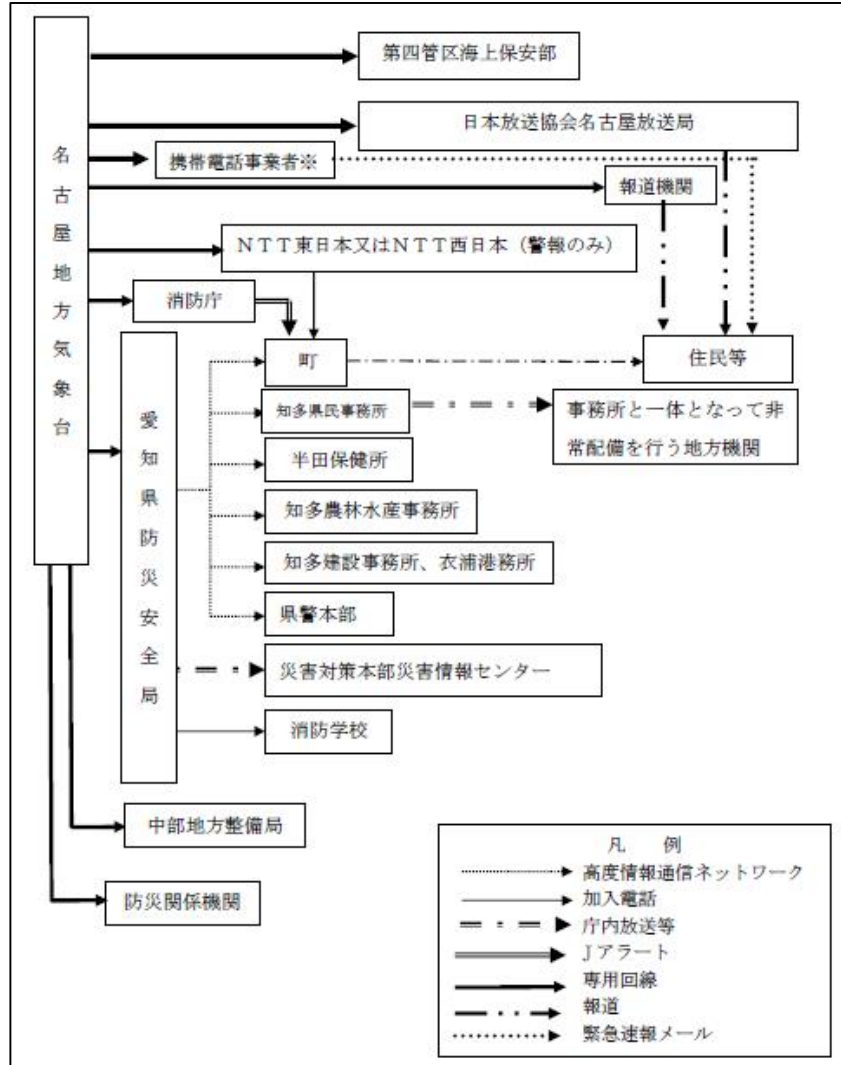
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想され	10m超	巨大	<u>巨大な津波が襲</u>

		<p><u>(追加)</u> 高さが高いところで 3 m を超える場合</p>	<p><u>高さ)</u></p> <p>10m (5 m < <u>予想高さ</u> ≤ 10m)</p> <p>5 m (3 m < <u>予想高さ</u> ≤ 5 m)</p>		<p>人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所に避難する。</p> <p>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>		報	<p>る津波の<u>最大波の高さ</u>が高いところで 3 m を超える場合</p>	<p>(10m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)</p> <p>10m (5 m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 10m)</p> <p>5 m (3 m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 5 m)</p>		<p><u>い</u>、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所に避難する。</p> <p>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	
	津波警報	<p>予想される津波の<u>(追加)</u> 高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合</p>	<p>3 m (1 m < <u>予想高さ</u> ≤ 3 m)</p>	高い	<p>標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所に避難する。</p>		津波警報	<p>予想される津波の<u>最大波の高さ</u>が高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合</p>	<p>3 m (1 m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 3 m)</p>	高い	<p>標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所に避難する。</p>	

17					警報が解除されるまで安全な場所から離れない。					警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
	津波注意報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0.2m ≤ <u>予想高さ</u> ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	津波注意報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0.2m ≤ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	
	(略)						(略)				

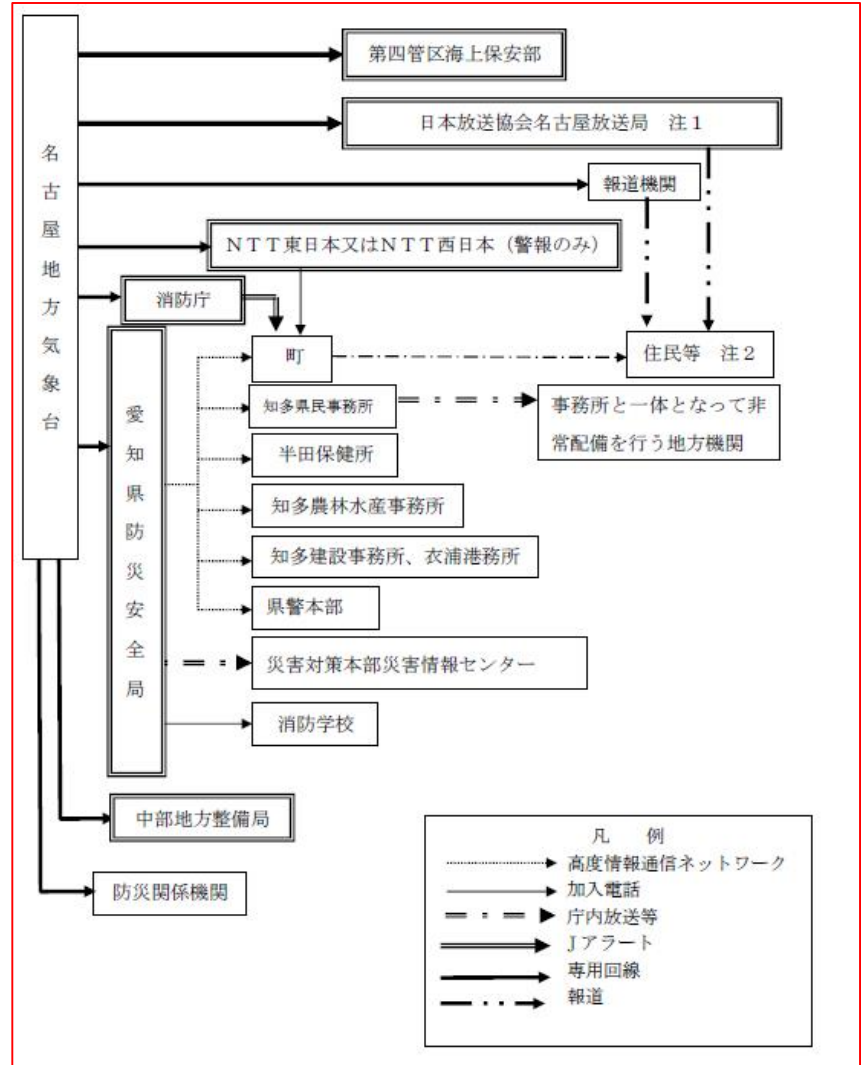
第2節 水防に関連する予報・警報の伝達

1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図



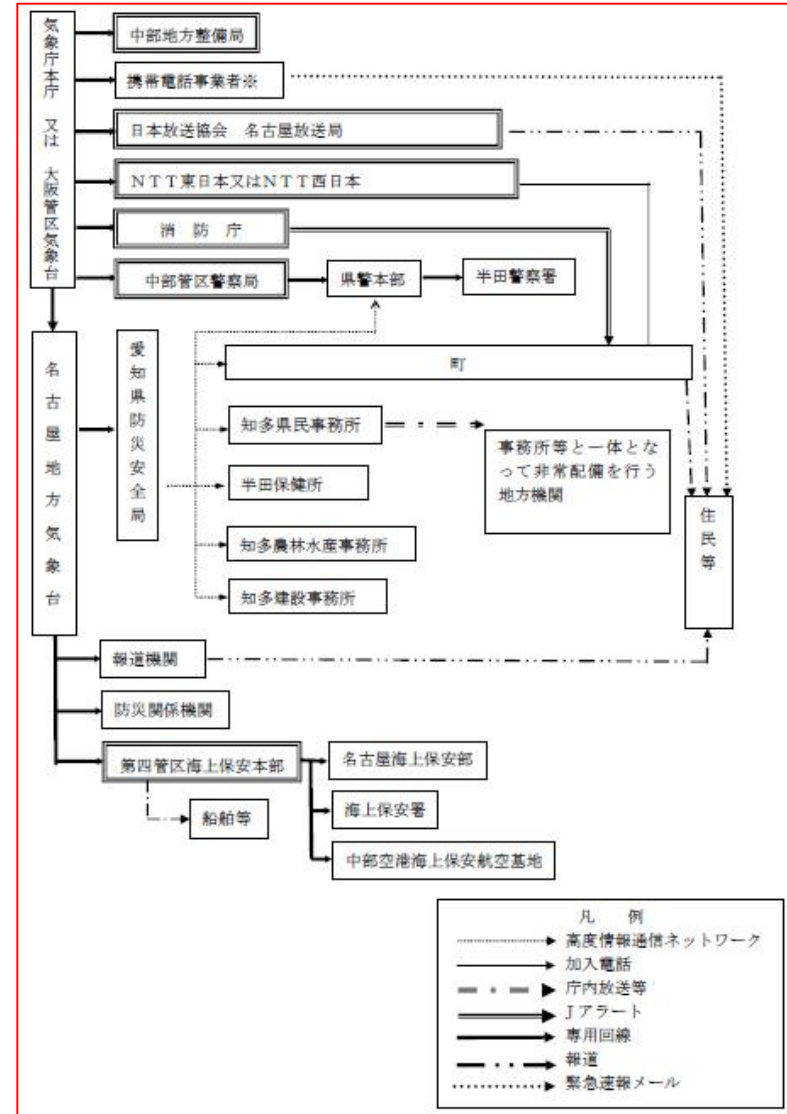
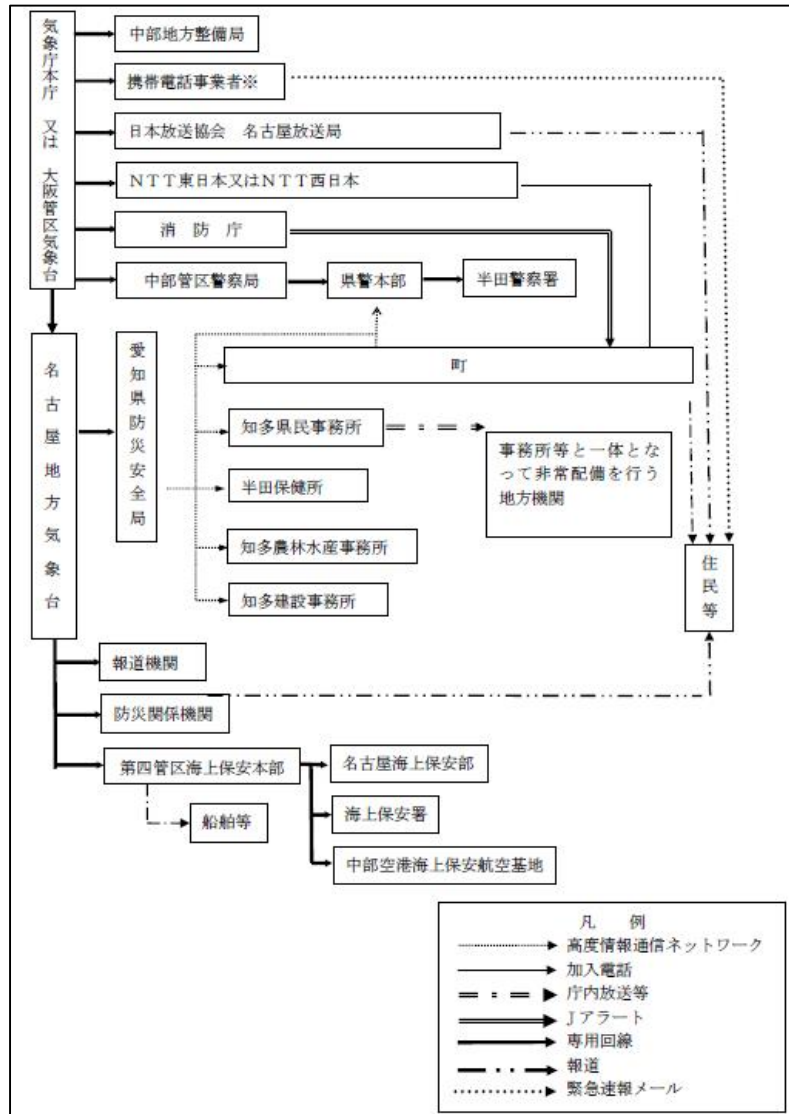
第2節 水防に関連する予報・警報の伝達

1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図



警報等伝達系統の変更

2 津波情報等の伝達系統図



22	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (略)	<u>注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</u> <u>注2) 愛知県から町、町から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知または周知の措置が義務付けられている。</u> (略)	